第3　データの提供

1　利用及び提供の制限

(1)　第2の場合を除き、データは管理責任者以外の者に提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

①　厚生労働省その他の国の行政機関、地方公共団体等が、法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で、かつ、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上等を目指した正確な根拠に基づく施策の推進のために利用する場合であって、当該データの利用が公益性が高いものとして厚生労働大臣が承認した場合

②　①に規定する場合以外の場合であって、①に規定する施策の推進に有益な分析・研究又は学術研究の発展に資する目的で行う分析・研究のためにデータを利用しようとする者が、当該分析・研究に必要な限度で当該データを利用する場合であって、当該研究の目的、研究計画、データの分析方法、データの利用・管理方法等について審査した上で、当該データの利用が公益性が高いものとして厚生労働大臣が承認した場合

(2)　(1)の①又は②に該当する場合にあっては、利用目的の達成に必要な範囲で、必要に応じて加工を行った上でデータを提供するものとする。

2　データの利用に係る申請及び審査

1の(1)の①及び②に規定する承認は、データの利用に係る申請に対し、当該データの利用の公益性等を厚生労働大臣が個別に審査した上で行うものとする。

3　提供を受けたデータの取扱い

1の(1)の①又は②に該当し、データの提供を受けようとする者は、提供を受けるデータを適正に管理した上で、承認された目的等の範囲内で当該データを利用し、承認時にデータ利用者として承認された者以外の者が当該データを利用することのないよう徹底するものとする。

4　個人情報の取扱い

提供を受けようとするデータが個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第二項に規定する個人情報をいう。)を含む場合は、1及び2のほかに、同法の規定に基づき、提供の可否を判断するものとする。

第4　有識者からの意見聴取

1　厚生労働大臣は、第3の2に規定する審査を行うに当たり、申請内容から見て、意見を求めることが明らかに必要でない場合を除き、有識者から構成される会議（以下「有識者会議」という。）の意見を求めるものとする。

2　有識者会議は、第3の2に規定する審査について厚生労働大臣から意見を求められた場合、データ利用の公益性等については、次に掲げる事項についてそれぞれ評価し、総合的に勘案した上で、合議を経て意見を述べるものとする。

(1)　データの利用目的

(2)　データ利用の必要性等

(3)　データ利用の緊急性

(4)　データ利用申請に関連する分野での過去の実績及びデータ分析に係る人的体制

(5)　データの利用場所並びに保管場所及び管理方法

(6)　データ分析の結果の公表の有無

3　1及び2に規定するもののほか、有識者会議における検討に関する細則は、厚生労働省老健局長が必要に応じ定めるものとする。

○農林水産省告示第千二百三十号

海洋水産資源開発促進法施行令（昭和四十六年政令第二百五号）第二条第九号の規定に基づき、昭和四十六年七月十日農林省告示第千八十八号（海洋水産資源開発促進法施行令第二条第九号の農林水産大臣が指定する法人を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年六月一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
一～六　（略）	一～六　（略）
（削る）	七　神戸港埠頭株式会社
七　（略）	八　（略）

○農林水産省告示第千二百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県北杜市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県南都留郡富士河口湖町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士河口湖町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長崎県長崎市江の浦町四四一（国有林）、四三六・四三八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四二八から四三二まで、四三七、四三九の一、平戸小屋町三三五の一・三五五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三二〇の一、三四六の一、三五一、三五二の一、三五二の二の三、三五三の一から三五三の三まで、三五四、三五六の一から三五六の四まで、三五七から三六〇まで、三六一の一から三六一の三まで、三六二、三六三、三六四の一、三六四の三から三六四の六まで、三六五、三六六、雲仙市吾妻町平江名字松頭二〇〇八の一・二〇〇八の二・二〇〇八の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇〇八の七、二〇〇八の八、二〇〇九、字上松頭二〇一九の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備